

行政視察報告書

令和5年3月30日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 大場 利信

報告書作成者 湯浅 啓史



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和5年3月28日	
2. 視察研修先 視察研修目的	地方議会総合 研究所セミナー 参加	3月28日（火） 場所：京都経済センター会議室 講師：廣瀬和彦 氏 （株）地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事 10:00～13:00 「議員の発言権（基礎編）」 14:00～17:00 「議員の発言権（活用編） ～効果的な質問・質疑のチェックポイント～」
3. 参加者	湯浅 啓史	
4. 添付書類	1. 報告書 別紙資料のとおり	



セミナー概要

10:00～13:00

「議員の発言権（基礎編）」

1. 議員の発言権とは
2. 発言の種類
3. 発言の議事運営上の手続き
4. 発言の取消し・訂正
5. 不穏当発言・不規則発言
6. 議員の発言に対する法的責任

14:00～17:00

「議員の発言権（活用編）～効果的な質問・質疑のチェックポイント～」

1. 質問
2. 質疑
3. 質問・質疑（活用編）

講師：廣瀬和彦 氏

(株)地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師

慶應義塾大学大学院法学研究科修了。

全国市議会議長会で長年にわたり議会運営・議会制度の立案・運用に携わる。

著書

100条調査ハンドブック（ぎょうせい・H20年）

政務調査費ハンドブック（ぎょうせい・H21年）

Q & A議会運営ハンドブック（ぎょうせい・H24年）

地方議員ハンドブック（ぎょうせい・H25年）

講師は、法律がご専門で、全国市議会議長会の法政惨事をお務めになった経歴があり、現在も各地市議会へ出かけてセミナー開催や相談にのっていらっしゃるのとこのことで、各地市議会の様々な事例を把握しておられた。

【視察所感】

今回のセミナー参加は、議員の発言について改めて確認する目的で参加した。特に議会運営委員会で取り組んだ「政治倫理条例」の制定時に、細則やガイドラインの策定が課題として残った事から、「発言の議事運営上の手続き」「発言の取消し・訂正」「不穏当発言・不規則発言」などについての認識を学ぶために行った。

今セミナーの講師は、これまで、令和3年11月および令和4年7月のセミナー参加時の講師であり、最新の数多くの事例を把握しておられ、大変参考となるセミナーであった。

全議員にとって必須と言っても良いセミナーではないかと感じた。

今後、政治倫理条例の細則やガイドライン策定時のどこかで、講師を招いてのセミナー開催を企画してはどうかと考える。

本来なら議員ひとりひとりが自ら研鑽につとめ把握すべき事柄であるが、体系立て学べる機会は少ないのが現状だ。また、根拠となる法律や規則の解説や他市の事例を把握するには豊富な経験が必要である。



地方議会総合研究所セミナー

日時：2023年3月28日（火）10:00～13:00/14:00～17:00

場所：京都経済センター会議室

講師：廣瀬和彦 氏

セミナー1)「議員の発言権 (基礎編)」

議員の発言権とは

議員は「発言自由の原則」により、議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できるとされているが、会議運営の積み重ねによって生じたルール「会議原則」や地方自治法 132 条によって、その原則は制限されている。

地方自治法 132 条

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

地方議員が議場で行った演説・討論又は表決については法的責任が発生する

刑法における責任	名誉毀損罪、侮辱罪
民法における責任	損害賠償責任

発言の種類

質問

「代表質問」「一般質問」「緊急質問」「関連質問」「文書質問」

一般質問

- ・当該団体の事務全般を対象にして聞くことができる
- ・定例会で行うことができ、臨時議会では認められない
- ・当該団体の事務についての疑問点と自己の意見を述べることができる

質疑

質疑とは、議題になった案件についての疑問点を提出者に聞くこと

質問	質疑
当該団体の事務全般を対象	議題となった案件を対象
疑問点と自己の意見を述べることができる	疑問点だけしか述べることができない
原則定例会のみで行うことが可能	定例会・臨時会とわず行うことが可能

討論

討論とは、議題に対する賛否の意見の表明

- ・議題に対し賛成または反対の意見を述べ、自分とは反対陣営にある者や表決態度の未定者を自分の意見に同調させる
- ・議員が自己の政治的立場を明確にする

継続審査または棄権を求める討論はできない

討論と異なる表決はできるが、政治的責任は負うこととなる

議事進行発言の要件・回数

議員一人で可能、ひとつの議案に対して原則 1 回

議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるもの

発言の取消し・訂正

取消	訂正
発言の趣旨の変更を伴うもの	原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更
議会の許可	議長の許可

会議規則規定 65 条

発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正を行うことができる。

ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

取消方法（会期中に限る）

- ・ 発言者自身による発言の取り消し
- ・ 議長の秩序維持権による取消し命令または取消し保留の宣告
- ・ 他の議員による発言取消しを要求する動議

不穏当発言・不規則発言

不穏当発言	不規則発言
良識を有する者が発言しない発言	議長の許可に基づかない発言

不穏当発言の基準

- ・ 無礼な発言
- ・ 他人の私生活にわたる発言
- ・ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
- ・ 基本的人権を害する発言

議場外における不穏当発言

法的措置	刑罰・処分の対象とならない
事実上の措置	議員に対する注意勧告等の決議

セミナー2)

「議員の発言権（活用編）～効果的な質問・質疑のチェックポイント～」

質問

一般質問

質問通告

議長が定める一定の期間内に、質問を希望する議員が議長に対し質問内容の要旨を伝えること

【必要性】

- 質問の内容が誌の事務の範囲外である場合や質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるようなものである場合等に、議長が当該質問を許可しない運用を取るため
- 質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするため
- 執行機関があらかじめ議長から質問の通告書を受け取るにより十分な答弁準備が行えるようにするため

質問の範囲を超えた通告書の取り扱い

- 当該団体の事務に直接関係のない質問の通告が行われた場合、議長は当該団体の事務以外の通告部分は有効な通告とみなすことができない
→議長は当該部分の通告書からの取り下げを通告議員に勧告する必要あり
→勧告に通告議員が従わない場合、通告書全部が無効ではないので、議長は当該部分の質問を許可しない旨を通告することができる

上記の取り扱いをしたにもかかわらず、本会議における質問において当該部分の質問がなされた場合、議長は通告外の発言として地方自治法 129 条に基づき

- ・発言を許可していない旨を当該議員に注意
- ・それでも発言を続けるときは発言禁止を命ずる
- ・なお発言を続けるときは退場を命ずる 必要あり

質問の範囲と対象

【質問の範囲】

- ・市の一般事務の範囲に限って行う事ができる
- ・都道府県・市・町村さらに国の事務と別れていることに留意
次頁「地方公共団体が担う主な事務」参照
- ・自らの自治体の事務以外の事については意見書の提出等により対応すべき

再質問

再質問の範囲は 1 問目の質問の範囲内

1 問目の質問に対する答弁に疑義がある場合にのみ再質問が行える

→1 問目で行っていない質問の範囲を超えて再質問はできない

地方公共団体が担う主な事務

都道府県	指定都市	中核市	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 指定区間の1級河川、2級河川の管理 小中学校に係る学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村(指定都市を除く)立学校の設置許可 高等学校の設置・管理 警察(犯罪捜査、運転免許等) 都市計画区域の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 市街地開発事業の認可 市内の指定区間外の国道や県道の管理 県費負担教職員の任免、給与の決定 特別養護老人ホームの設置認可・監督 身体障害者手帳の交付 保健所設置市が行う事務 〔地域住民の健康保持・増進のための事業〕 〔飲食店営業等の許可、温泉の利用許可〕 屋外広告物の条例による設置制限 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 市街地開発事業の区域内における建築の許可 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定 	等	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定 市町村道、橋梁の建設・管理 上下水道の整備・管理運営 小中学校の設置・管理 一般廃棄物の収集や処理 消防・救急活動 住民票や戸籍の事務
			等

質問における要望

質問は執行機関の答弁とセットになっており、答弁の必要のない要望は質問とは言えない
質問したが色よい答弁がなされずに行われる要望

→念押しの意味での要望をすることは認められる

質問をしていない事項で答弁も得ない中要望する場合

→認められない

効果的な質問を行うにあたっての 11 個のチェックポイント

1. 当該地方公共団体における施策や事業の取り組みや進捗状況・実施状況・方針・予定だけを確認する質問になっていないか
 2. 多数の論点を入れすぎた質問になっていないか
 3. 質問議員の選挙区等（地元）の個別的・地域的事項に基づく質問ではないか
 4. 根拠や証拠のない質問ではないか
 5. 当該地方公共団体が関与できない事務に関する質問ではないか
 6. 議員としての政治信条の表明・自らの思いの表明のみに終始する質問ではないか
 7. 何を質問したいのかわからない質問になっていないか
 8. 先進地の事例を取り入れることを要求するのみの質問になっていないか
 9. 住民からの要望意見をそのまま本会議で述べる質問・住民の意見要望が出ない質問になっていないか
 10. 執行機関の答弁に毎回お礼を述べていないか
 11. 時間ぎりぎりまで質問していないか
- 完璧な事前調整による朗読質問になっていないか
 - 批判だけの質問、逆に全く批判のない質問になっていないか
 - 重箱の隅をつつく質問、枝葉末節にこだわりすぎる質問になっていないか

7つの効果的な一般質問手法

1. 類似団体で同様の事業を行った際の費用対効果や経費との具体的な比較
2. 善処する・検討する・調査研究するという執行部の答弁に対し後日フォローアップを行う
3. 具体的な事業・施策の提言を行う
4. 事業・施策の要求をするにあたり、どの施策を削除又は縮小し、予算措置をどのようにするのか具体的に提案
5. 会議録を検索し過去の執行部の答弁を引き合いに出す
6. 議員としての行政評価を取り入れながら問題点を指摘する
7. 基本構想・基本計画等との整合性を確認する

質疑

留意事項

- 議長が案件を議題とすることが必要
- 発言の範囲は議題となった案件に限定
- 議題となった案件の疑問点を解明に限定される
- 意見を述べることはできない
- 原則として提出者に対して疑問点をたずもの

委員会付託前の質疑

提案説明後に議員が議案の内容に対して行う質疑

委員長報告に対する質疑

委員会での審査の過程及び結果の報告について議員が委員長に対して行う質疑

本会議における質疑

疑義をたずただけで意見を言うことは許されない

(疑義をたずにあたって最小限度の意見はテクニクの問題として許される場合有り)

概略をたず

委員会における質疑

会議規則の規定により疑義をたずしながら自由に意見を述べることができる

詳細をたず

質問・質疑（活用編）

質問のテーマを考えるにあたって

- 自分の概略を活かした質問を考える
- 自らが議員として関心を最も有する分野を掘り下げる
- 質問の構成（論点や分析・主張をきちんと取り入れる）

令和5年3月10日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和5年3月28日	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	3月28日 (火) 場所: 京都経済センター 会議室	講師: 廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事 10:00~13:00 「議員の発言権 (基礎編)」 14:00~17:00 「議員の発言権 (活用編)」 ~効果的な質問・質疑のチェックポイント~
3. 参加者	湯浅啓史	
4. 添付書類	行程表 (別紙)	



政雲クラブ 湯浅啓史 研修 日程表

2023/3/28(火)	10:00~ 地方議会総合研究所セミナー参加 京都経済センター ~17:00
--------------	---

令和5年1月23日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



(署名又は記名押印)

議員研修について (報告)

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	令和5年1月16日	
2. 研修場所 及び研修内容	(1) 研修場所 (2) 研修内容	リファレンス新有楽町ビル ・1期目2期目のうちに抑えておきたい議員の基礎知識 ・議会から始める「自治体DX」
3. 参 加 者	南 浩二	
4. 添 付 書 類	1. 行程表 (別紙「行程表」のとおり) 2. 報告書 以下のとおり	



□1月16日 (月)
内容：1期目2期目のうちに抑えておきたい議員の基礎知識について
講師：株式会社ICT推進部会 会長 君島雄一郎氏
時間：10:00～12:30
(1)これだけは知っておきたい必須アイテムについて
地方自治法、公文書管理法・行政機関の保有する情報の公開に関する法律、公職選挙法、

地方公務員法、会議規則・申し合わせ・先例集、本会議会議録・委員会会議録、各種行政計画、
「定番」の関連図書
(2)よくあるトラブル事例と対応について
市民とのトラブル、議員とのトラブル、職員とのトラブル、SNSの炎上
(3)議会の役割、議員の仕事、役人との付き合い方について
二代表制、議会の権限、議員の権限、首長の権限
(4)議員や職員との付き合い方について
議員に対する接し方、職員に対する接し方
以上(1)～(4)の事柄について、様々な自治体の事例なども交えながら学んだ。情報公開の分野では
先進的な取り組みをしている自治体の話は刺激になり大変参考になった。また、新人議員として、
過去数年間の会議録を読み込むことの重要性を学んだほか、議会監査の権限について具体的な事例も
交えながら話を伺うことができ大変有意義な時間となった。
内容：議会から始める「自治体 DX」について
講師：株式会社 ICT 推進部会 会長 君島雄一郎氏
時間：14:00～16:30
(1)DX（デジタルトランスフォーメーション）について
①マイナンバーカードの普及に向けて、②「2025年の崖」危機感を国全体で共有、
③DXを継続することで全体最適を目指す、④IT人材の育成・強化
(2)新型コロナウイルスの与えた影響について
①発生以降国内の主な動向、②生活様式の変化、③オンライン会議システム普及の功罪
(3)当たり前になりつつある「議会 ICT」について
①タブレット端末を活用した運営を行っている自治体数
②オンライン会議に備えて条例・規則を改正した自治体

③タブレット端末の運用形態の違いによる効果
④議会内での活用シーン
⑤議会内で活用する ICT ツール
⑥導入効果の検証について
(4)議会から始める「自治体 DX」について
①自治体における DX 推進の意義、②デジタル改革関連 6 法、③DX への慎重意見、
④議会への導入手順について、⑤データドリブンに基づき議会活動を見直し DX を活用する
(5)アフターコロナ時代の議会を展望について
①メタバース、②e スポーツ、③バーチャルオフィス、④バーチャル議会
(6)先進事例紹介と活用方法
①茨城県取手市議会さま、②滋賀県大津市議会さま
以上(1)～(6)の事柄について、DX の説明からスタートし推進する意義や活用事例まで含めて幅広く学
ぶことが出来た。また、様々な情報を教えていただいたので、今後、情報収集し議会活動に役立てて
いきたいと思う。

南 浩二 研修 行程表

2023/1/15 (日)	JAL284 普通席 出雲 16:20 発→東京 (羽田) 17:35 着 ↓ 電車移動 ↓ 新橋 宿泊 相鉄フレッサイン新橋日比谷口
2023/1/16 (月)	相鉄フレッサイン新橋日比谷口 ↓ 徒歩移動 ↓ 有楽町 リファレンス新有楽町ビル ↓ 徒歩移動 ↓ 新橋 宿泊 相鉄フレッサイン新橋日比谷口
2023/1/17 (火)	ホテル ↓ 電車移動 ↓ 羽田 JAL283 普通席 東京 (羽田) 14:05 発→出雲 15:35 着

令和5年1月4日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信

(署名又は記名押印)

議員研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和5年1月16日	
2. 研修場所 及び研修内容	1月16日(月) (1) 研修場所 (2) 研修内容	リファレンス新有楽町ビル ・1期目2期目のうちに抑えておきたい議員の基礎知識 ・議会から始める「自治体DX」
3. 参加者	南 浩二	
4. 添付書類	行程表(別紙「行程表」のとおり)	



南 浩二 研修 行程表

2023/1/15 (日)	JAL284 普通席 出雲 16:20 発→東京 (羽田) 17:35 着 ↓ 電車移動 ↓ 新橋 宿泊 相鉄フレッサイン新橋日比谷口
2023/1/16 (月)	相鉄フレッサイン新橋日比谷口 ↓ 徒歩移動 ↓ 有楽町 リファレンス新有楽町ビル ↓ 徒歩移動 ↓ 新橋 宿泊 相鉄フレッサイン新橋日比谷口
2023/1/17 (火)	ホテル ↓ 電車移動 ↓ 羽田 JAL283 普通席 東京 (羽田) 14:05 発→出雲 15:35 着

令和4年10月14日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



(署名又は記名押印)

視察研修について (報告)

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	令和4年10月5日 ~令和4年10月7日 (3日間)	
2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的	10月5日 (水)	
	(1) 研修先	総務省
	(2) 研修目的 研修内容	公共施設マネジメントを学ぶ 公共施設の適正管理について 地方公会計の推進について
	(3) 研修目的 研修内容	地域経済循環を学ぶ ローカル10,000プロジェクトについて
	10月6日 (木)	
	(1) 研修先	茨城県日立市役所
(2) 研修目的 研修内容	ふるさと納税上位自治体の手法を学ぶ ふるさと納税について	
	10月7日 (金)	
(1) 研修先	茨城県守谷市役所	
(2) 研修目的 研修内容	ふるさと納税上位自治体の手法を学ぶ ふるさと納税について	
3. 参 加 者	大場 利信、湯浅 啓史、本田 一勇、鐘推義憲、湯浅万里子、 南 浩二 計6名	



4. 添付書類	1. 行程表 別紙「行程表」のとおり 2. 参考資料 別紙参照 3. 報告書 以下のとおり
---------	---

□10月5日(水)
内容：公共施設の適正管理について、地方公会計の推進について
講師：総務省自治財政局財務調査課 課長補佐 黒田 洋介氏
時間：13：30～14：30
1. 公共施設等の適正管理について
(1) 公共投資の役割分担について
住民に身近な公共投資は地方（都道府県・市町村）が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となつて実施・・・令和2年度の普通建設事業費の決算額によれば、地方財源が占める割合が大きく、地方が果たす役割は大きい。
(2) 公共施設マネジメントの必要性について
① 背景
◇ 過去に（高度成長期以降に）建設された公共施設等が、大量に・一気に更新時期を迎える。
◇人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
◇市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。
② 公共施設マネジメントに係る経緯等
平成25年に、国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定、平成26年には、地方自治体に対して「公共施設等総合管理計画」策定を要請
《公共施設等総合管理計画の目的》
○ 更新・統合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
○ 公共施設の最適配置の実現
⇒10年を経過して、ほぼ自治体の100%が策定 ⇒ 現在、見直しが依頼されている。
◇公共施設等総合管理計画の見直し効果

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、費用推計の精緻化と、公共
施設マネジメントにかかる今後の方向性の提示が可能となる。
◇公共施設等の適正管理を推進するため、集約化・複合化事業、長寿命化事業、脱炭素化事
業等、7事業に対する「公共施設等適正管理推進事業債」等の地方財政措置を創設
⇒ 兵庫県伊丹市、福島県須賀川市では、事業費の削減等の事業効果が挙げられている。
2. 地方公会計の推進について
(1) 地方公会計の意義について
地方公会計は、①資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、②発生主義による正確な行政
コストの把握ができるとともに、③固定資産台帳の整備により公共施設マネジメント等への
活用が可能となる。
(2) 地方公会計と公共施設の適正管理の連携について
地方公会計と公共施設の適正管理をリンクさせることにより、公共施設等のマネジメントをより
効果的に推進することが可能となる。
⇒ 公共施設等の取得年月日、取得価格、耐用年数等のデータを含む固定資産台帳の整備と地方
公会計にもとづく財務書類の作成により、施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分
析を実施することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。
(事例) 長崎県島原市：公共施設等総合管理計画の策定にあたり固定資産台帳を活用
兵庫県洲本市：固定資産台帳をもとに「施設カルテ」を作成し、公共施設の個別分析
に活用
(所感)
公共施設の適正管理は、今後、全国的に大変重要な課題であり、出雲市においても「出雲市公共施
設のあり方指針」にもとづき取組みが進められているところだが、今回、公共施設マネジメントの
最新動向について説明を受け、改めてその重要性を痛感した。引き続き、様々な手法を検討しながら
取り組んでいかなければならないと考えている。

□10月5日(水)
内容：ローカル10,000プロジェクトについて
講師：総務省地域力創造グループ地域政策課 理事官 関口 龍海氏
時間：14:30～15:30
1. ローカル10,000プロジェクトとは
(1) ローカル10,000プロジェクトは、地域の人材・資源・資金を活用して、雇用吸収力が大きく、地域課題対応や持続可能な新たな事業を立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用（イニシャルコスト）を支援するものであり、国・地方が一体となって、「地域が将来にわたって富を生み出していく仕組み（地域経済循環）づくり」につなげていくことを目的とする制度
地域経済循環とは・・・
◇ 地域で雇用を創出し、所得を向上させる
◇ 地域で稼いだ所得を地域内で循環させる
① 生産・販売（地域の資金・人材・資源を活用） ⇒ ② 地域住民等へ分配（所得の向上） ⇒
③ 支出（地域内での消費・投資） ⇒ ④ 生産・販売（①）への還流
(2) ローカル10,000プロジェクトは、様々な分野の事業の初期費用に使うことができ、使い勝手の良い交付金であり、対象分野は次の通り
農業、畜産業、林業、水産業、商工業、観光業、環境・エネルギー、バイオマス・廃棄物、子育て支援、教育・福祉、鳥獣対策
2. ローカル10,000プロジェクトの概要
(1) 民間事業者等の初期投資費用への支援
対象となる経費は、施設整備費・機械装置費・備品費
(2) 支援内容
公費による交付額、地域金融機関による融資等（無担保・無保証）を、自己資金と合わせて活用
① 公費による交付額（原則は1/2、嵩上げ対応もあり）
地域経済循環創造事業交付金（国費 + 地方費）

上限2,500万円、融資額（または出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の
場合は上限3,500万円、2倍以上の場合は上限5,000万円
② 地域金融機関による融資等（公費による交付額以上）
無担保（交付金事業による取得財産の担保権設定は除く）・無保証
3. 取組の現状
(1) ローカル10,000プロジェクトは、地域経済循環につながる新規事業10,000件を目標に
スタートしたが、取組件数は少ない現状である。
(2) 全国の活用事例
① 遊休施設（古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等）の有効活用
② 観光拠点・宿泊施設等の整備
③ 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進
④ 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承
⑤ バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業
⑥ ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資（グランピング施設の整備、テレワーク等）
(3) 島根県の活用事例
① 知夫村「知夫里島地域商業賑わい創出事業」
② 松江市「歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業」
③ 知夫村「知夫里島の水産物を生かした外貨獲得プロジェクト事業」
(所感)
ローカル10,000プロジェクトについては、今回の視察で初めて知ったが、とてもワクワクする事
業で、魅力的なものであると感じた。地域の雇用創出、地域の所得向上、そして、地域で稼いだ
所得を循環させるということは、地方創生に向けて大変重要な取組みであり、今後、本市においても、
このプロジェクトの活用を積極的に進めていく必要があると感じた。特に、「生産性向上に資する
デジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】と「脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連
する事業【国費3/4】のように、新規性・モデル性の極めて高い事業については、重点支援事業とし

て手厚く支援することとされている。現在、本市では、次期出雲市総合振興計画「出雲新話」（前期基本計画）を策定中だが、この「ローカル 10,000 プロジェクト」をはじめ、その他、国で準備されている交付金事業について、それぞれのメニューを調査研究し、今後の計画に盛り込んでいく必要があると考えている。

□10月6日（木）

内容：ふるさと納税について

講師：茨城県日立市役所財政部市民税課 課長 大坪 啓樹氏、課長 齊藤 禎裕氏

時間：14：00～16：00

1. 概要

(1) 平成20年度のふるさと納税制度創設に伴い、ふるさと寄付金の受入を開始（返礼品なし）

(2) 平成27年4月から、日立市地域ブランド認定品をはじめとする特産品等の贈呈を開始、同年

10月から、日立市内の事業所で製造される家庭用電気製品を返礼品に導入したことが、寄付額の増加につながる結果となった。

(3) 1回当たりの寄付額が120,000円以上の場合、家庭用電気製品の外にもう1品（送付基準が6,000円から最大18,000円の返礼品より）を選択でき、寄付申込者は計2品を受領できる。

2. 事務の体制（事務分担）

寄付金にかかる大部分の事務は市が行い、返礼品提供事業者との直接的なやり取りに関することは観光物産課から（一社）日立市観光物産協会に委託されている。

(1) 市民税課（統括）

寄付申込受付、寄付金収納、返礼品送付基準設定、各ホームページの運営、申告特例制度対応、照会に関する回答・報告

(2) 観光物産課

返礼品の選定、返礼品の発送等（（一社）日立市観光物産協会へ委託）、返礼品の内容に関する

問い合わせ対応			
(3) (一社) 日立市観光物産協会			
返礼品の発注、発送等 (市観光物産課から受託)			
3. 寄付受入状況 (円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄付額	2,971,601,005	2,925,339,000	2,573,090,585
4. 返礼品について			
(1) 観光物産課において、随時、事業者からの依頼を受け、条件の適合等を検討し選定している。			
(2) 主な条件は、市内で生産・加工・開発等がされている地場産品であること、日立市の知名度向上 (イメージアップ) につながるもの、賞味期限が保たれているもの、安定的に供給できるもの等としている。			
(3) 家庭用電気製品の占める割合が高い。(令和3年度は61%)			
5. 寄付金の使途について			
寄付金の使途を①市民福祉の充実、②市民生活環境の向上、③教育文化の振興、④都市基盤の整備、⑤産業の振興、⑥市政全般 (その他) の分野で募集し、その意向に応じた活用が図られている。また、令和3年度から、桜並木の整備、動物園の猛獣舎リニューアル等の特定した事業に、クラウドファンディングを活用した募集を開始されている。			
6. 広報について			
(1) 市ホームページに、特設ページを設けて寄付者向けの情報を発信			
(2) 「ふるなび」に、返礼品の優先広告を掲載			
(3) 市の公式 Facebook 及び Twitter の活用			
(4) ポータルサイト等を活用した、市のPRおよび特産品等のPR			
(所感)			
日立市は、「ものづくりのまち」として発展してきた歴史的背景を踏まえ、当市を代表する特産品である、家電メーカーが市内工場で生産する家庭用電気製品を返礼品に選定されるとともに、一定額			

以上の寄付申込に対しては、「家庭用電気製品」と「加工食品、飲食品等」との組み合わせにより2品セットで提供する手法は参考になった。また、市民税課と観光物産課が事務を分担することで、効率的な運営に努められている。出雲市とは環境が違うが、日立市の発想や工夫されている点については大いに参考になると感じた。また、10万円前後の寄付が多いということも印象的だった。出雲市においても、地域産業の振興と財政力向上に向けて、この取組みを推し進めていかなければならないと感じた。

□10月7日（金）

内容：ふるさと納税について

講師：茨城県守谷市役所市長公室財政課 課長 高橋 典久氏、係長 森田 大英氏

時間：9：30～11：30

1. 概要

- (1) 守谷市では、13のふるさと納税ポータルサイトに掲載、全国に地元商品をPRされている。
- (2) 11のサイトでは中間事業者を入れて返礼品等の管理を委託されており、トラブル対応は中間事業者が入るため、消費者対応が少ない。（2つのサイトでは、直営で返礼品等を管理）
- (3) 返礼品には、配送型返礼品とチョイス Pay（電子チケット）の2種類がある。
- (4) 配送型返礼品は、ビール工場・乳飲料工場が立地しており、その製品の取扱いが多い。

2. 寄付受入状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄付額	14.9億円	25.4億円	34.6億円

平成28年度に約6億円であった寄付額が、5年後の令和3年度には約35億円となった。

3. 返礼品について

- (1) 令和4年度の返礼品協力事業者数：約90社、返礼品数：約750品
- (2) 返礼品の開拓に向けた取組み

① 初期

新規事業者の獲得のため、市内の事業者に対して、その取扱品をリサーチして訪問
② 現在
・未参画事業者への訪問、宅配ドライバーへの募集チラシの配布依頼、銀行員による営業、
既参画事業者に対する知人等への紹介依頼
・他自治体の人気返礼品のリサーチ
・既存返礼品のバリエーション強化（組合せ・定期便） 等
(3) チョイスPay（ふるさとチョイス）について
寄付者が市内の店舗で使える電子チケットで、チョイスPayが使える店舗（加盟店）で飲食
などを楽しみ、支払い時に寄付者のスマートフォンと市が用意するQRコードを使って決済
(4) ビールと乳飲料が、返礼品全体の8割を占めている。
4. 寄付金の使途について
寄付金の使途を①生活環境の向上を図る事業、②健康福祉の増進を図る事業、③教育文化の振興
を図る事業、④都市基盤の整備を図る事業、⑤産業経済の振興を図る事業 等に使われている。
なお過年度、クラウドファンディングを活用した募集にも取り組まれている。
(所感)
守谷市は、ふるさと納税制度を導入されて以来、年々、寄付金受入額が増加しているが、中核と
なる品（ビール）の充実や、外部内部環境分析などを通じてマーケティングにも力を入れているこ
とがわかった。また、導入当初から、返礼品協力事業者の獲得のため企業訪問を実施されるととも
に、他事業者への積極的な協力依頼を地道に行った結果、年々寄付額が増加したことを感じた。
返礼品に「チョイスPay」という電子チケットを導入するという取組みについては、興味深く話を
伺った。寄付額が多い自治体には返礼品の大半を占める柱となる商品が存在しており、柱となる
商品を軸に寄付額を伸ばしていく取組みは参考になった。今後、出雲市においても、守谷市の取
組みを参考に、地域産業の振興と財政力向上に向けて、強力に取り組んでいかなければならないと
感じている。

令和 4年 9月27日

出雲市市議会議長 萬代 輝正様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場利信



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和4年10月 5日 ~ 令和 4年10月 7日 (3日間)	
2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的	議員会館視察研修	総務省 『公共施設の集約・再整備』・ 『ローカル10000プロジェクト』につ いて研修
	茨城県日立市	ふるさと納税について
	茨城県守谷市	ふるさと納税について
3. 参 加 者	政雲クラブ 大場利信 湯浅啓史 鐘推義憲 湯浅万里子 南浩二 本田一勇 計 6名	
4. 行程表	10/5 出雲空港9:25⇒羽田空港10:45⇒赤坂見附駅⇒ PM衆議院会館総務省より2本研修会 10/6 9:38赤坂見附⇒東京駅⇒(特急ひたち)11:26 日立駅⇒PM13:00~15:00日立市視察研修⇒守谷市へ移 動(約3時間) 10/7 ホテル⇒守谷市視察研修10:00~12:00 守谷市駅⇒秋葉原駅⇒浜松町駅⇒羽田空港18:25⇒出雲空港 19:50	



令和4年8月31日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



印

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和4年8月17日～18日 (2日間)	
2. 視察研修先 視察研修目的	とど兵 (兵庫県豊岡市)	全国災害ボランティア議員連盟 研修会
	講演 中貝 宗治氏 中村 英夫氏 室崎 益輝氏	2004年台風23号と、どのように戦ったか 北但大地震に学ぶ 減災と復興の過去、現在、未来 他
3. 参加者	本田一勇	



	<p>1. 行程表</p> <p>8月17日 出雲市 7時出発 13時豊岡市 時着</p> <p>13:30開会 挨拶・事務連絡</p> <p>14:00講演 中貝 宗治氏</p> <p>16:00報告 酒井 明子氏</p> <p>16:30講演 中村 英雄氏</p> <p>18:00初日終了</p> <p>8月18日</p> <p>9:00講演 室崎 益輝氏</p> <p>11:00パネルディスカッション</p> <p>12:00解散</p> <p>8月18日 豊岡市 13時出発 19時出雲市 時着</p>
--	---

報告書

いつもは、東京で開催されるが、今回は兵庫県豊岡市で行なわれ、理由がわからなかった。が、全国災害ボランティア議員連盟の谷会長（谷 公一 衆議院議員で、国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣・防災担当大臣）の地元でした。

そして、あの2004年台風23号災害の発生した所でもありました。台風23号（2004）災害は、濁流の中で観光バスの屋根の上に沢山の人が取り残されている映像が、映画のようで、なぜ自衛隊や消防隊員が、ヘリコプターで助けられないのかと思っていました。その時の豊岡市長が、今回の講師の先生でした。

講演 中貝 宗治氏（元豊岡市長）

2004年台風23号とどう戦ったか 『トップがなすべきこと』

1 平時の訓練と備えがなければ、危機の対応はほとんど失敗する

避難勧告・緊急避難指示は、たとえ空振りでも人命第一の観点から躊躇なく、たとえ夜中でも行う。

地震時には、倒壊家屋からの救出よりも消火を優先する

日頃から、積極的な他の自治体への被災地支援を行うこと。派遣職員の被災地での経験は、災害対応につながる

行政にも限界があることを日頃から住民に伝え、自らの命は、自ら守る覚悟を求めておくこと

災害でトップが命を失うこともありうる。トップ不在は、機能不全に陥る。必ず代行順位を決めておく

2 命を守ることを最優先し、避難勧告等を躊躇してはならない

『人は逃げない』ことを知っておくこと。自分には危険なことが来ないと思い平穩を保とうとする、『正常化の偏見』と呼ばれる強い心の働きがある。逃げない傾向の人を逃げさせる技を身につけることは最も大事である。

災害対応に生きるのに、様々な記録を部署ごとに詳細に残す。

3 救援・復旧・復興への対応

ボランティアセンターをすぐに立ち上げる。ボランティアが入ると、勇気づけられて、被災地が明るくなる。市とボランティアセンターをつなぐ職員を配置する。

職員には、職員しかできないことを優先させる。

大量のがれきを置く広い仮置き場を用意しておく。市民に極力分別を求める。その後の処理時間と経費を大幅に削減できる。

庁舎内にワンストップ窓口を設けて、被災者の負担を軽減する

報告 酒井明子氏

被災者への中長期的支援の報告があった

講演 中村英雄氏

但馬最大の惨害・北但大震災（1925年・大正14年5月23日11:11発生
M6.8）に学ぶ

『田結村の奇跡』 豊岡・城崎に甚大な被害があった。お昼時でどの家庭も旅館も炊事で火を使っていた。北風にあおられ大火になり、犠牲者が増えた。

一方、海岸部の田結村では火事を防ぐことを最優先に考えた。村民440人中、65人が建物の下敷きになったが、救助より消火を最優先にして、鎮火あとで65人中58人を救い出した。震災国日本の模範的な行動と賞賛された。

令和4年8月5日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



印

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和4年8月17日 ~ 8月18日 (2日間)	
2. 視察研修先 視察研修目的	とど兵 (兵庫県豊岡市)	全国災害ボランティア議員連盟研修会
	講演 中貝 宗治氏 中村 英夫氏 室崎 益輝氏 他	2004年台風23号とどのように戦ったか 北但大地震に学ぶ 減災と復興の過去、現在、未来 他
3. 参加者	本田一勇	
4. 計画	1. 行程表 8月17日 出雲市 7時出発 豊岡市12時着 8月18日 豊岡市 13時出発 出雲市18時着 移動は車	



行政視察報告書

令和4年 7月20日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 大場 利信

報告書作成者 湯浅 啓史



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和4年7月14日 ~令和4年7月16日	
2. 視察研修先 視察研修目的	地方議会総合 研究所セミナー 参加	7月14日（木） 移動 7月15日（金） 場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 講師：廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事 10:00~13:00 「議員が守るべき政治倫理とは」 14:00~17:00 「効果的な予算・決算の審議手法を考える」 7月16日（土） 移動
3. 参加者	湯浅 啓史	
4. 添付書類	1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙資料のとおり	



セミナー概要

10:00～13:00

「議員が守るべき政治倫理とは」

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

14:00～17:00

「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法

講師：廣瀬和彦 氏

(株)地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師

慶應義塾大学大学院法学研究科修了。

全国市議会議長会で長年にわたり議会運営・議会制度の立案・運用に携わる。

著書

100条調査ハンドブック（ぎょうせい・H20年）

政務調査費ハンドブック（ぎょうせい・H21年）

Q&A議会運営ハンドブック（ぎょうせい・H24年）

地方議員ハンドブック（ぎょうせい・H25年）

講師は、法律がご専門で、全国市議会議長会の法政惨事をお務めになった経歴があり、現在も各地市議会へ出かけてセミナー開催や相談にのっていらっしゃるのとことで、各地市議会の様々な事例を把握しておられた。

【視察所感】

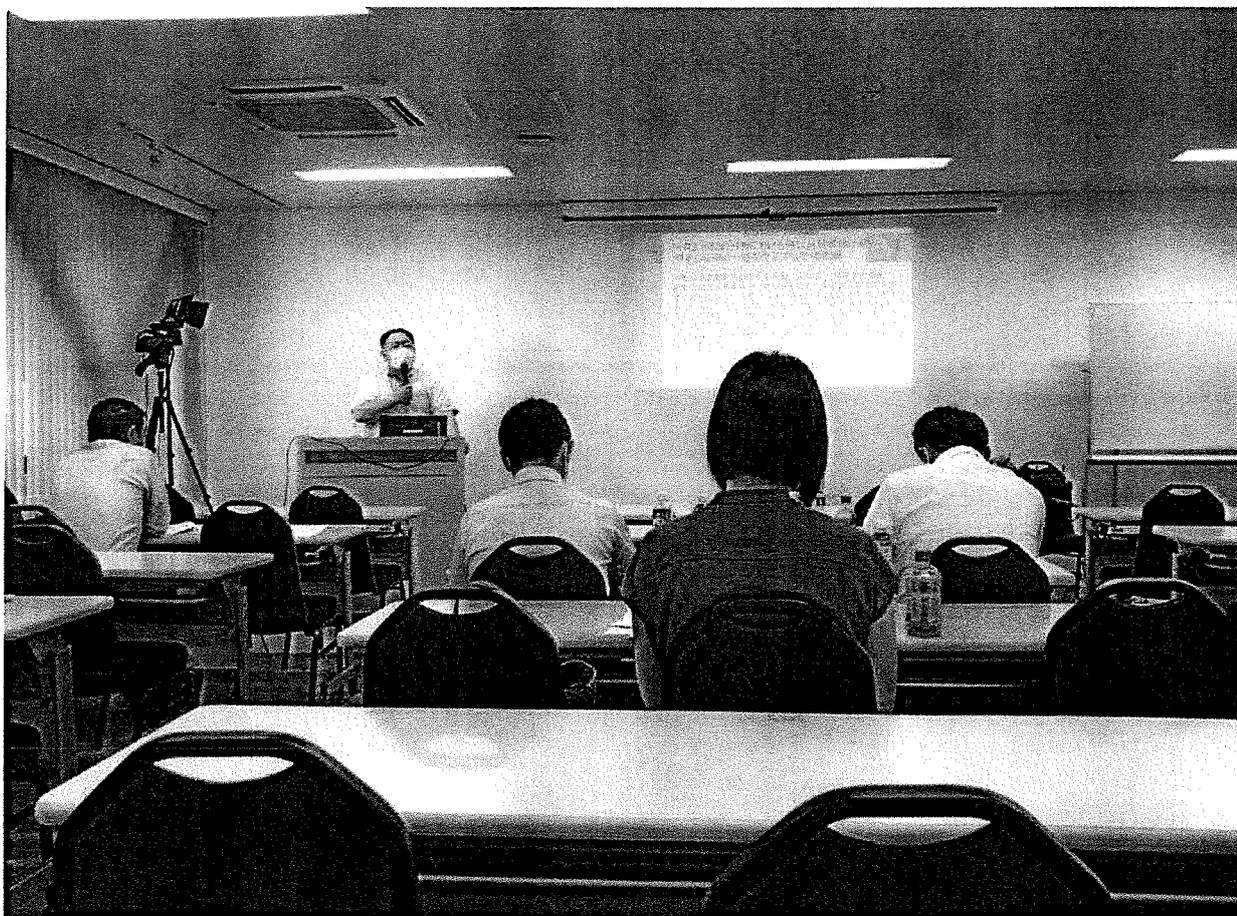
今回のセミナー参加は、議会運営委員会で行っている「政治倫理条例」制定に向け政治倫理条例への理解を深めると共に、他地域の事例に触れながら出雲市に適した条例とは何かを考えるきっかけとするために行った。また、議会としての政策提言の仕組み（サイクル）をどのように構築すべきかを学ぶために行った。

令和3年11月に行ったセミナー参加と同じ講師で、最新の数多くの事例を把握しておられ、大変参考となるセミナーであった。

議会運営委員会に所属する議員は必須と言っても良いセミナーではないかと感じた。

今後、政治倫理条例の制定作業のどこかで、講師を招いてのセミナー開催を企画してはどうかと考える。

本来なら議員ひとりひとりが自ら研鑽につとめ把握すべき事柄であるが、体系立て学べる機会は少ないのが現状だ。また、根拠となる法律や規則の解説や他市の事例を把握するには豊富な経験が必要である。



地方議会総合研究所セミナー

日時：2022年7月15日（金）10:00～13:00/14:00～17:00

場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館

講師：廣瀬和彦 氏

セミナー1)「議員が守るべき政治倫理とは」

政治倫理とは

- 倫理 : 強制力を伴う法規範に対して、内心の道德規範をいう
- 政治倫理 : 政治にかかわる者の行為規範であり、道德よりもむしろ法規範に近い問題
- 行政倫理 : 公務員に対する社会の期待や信頼にこたえる行動規範をいう

政治倫理の大きな意義の一つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することが挙げられる。

★議員とは

地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民の代表者である
地方議員は、特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者である

政治倫理確立に当たっての留意点

- 政治倫理を確立するに当たっては、議員各人が持ち合わせているものであり、法的規制が必ずしも必要であるとまでは言えず、議会の内規的・自主的規律を優先する必要がある
- 過剰な政治倫理に対する規制は、議員へのプライバシーの侵害問題と同時に、議員としての有意な人材を政治から遠ざけることにつながる恐れがある
- 政治倫理の規制範囲によっては、議員の親族の生活に影響する恐れがある

政治倫理条例の対象

- 長
- 副市長
- 教育長
- 議員

政治倫理条例の構成

- 政治倫理基準
- 資産公開制度
- 問責制度
- 政治倫理審査会
- 住民による調査請求権

政治倫理基準

- ① 不正疑惑行為の自粛
- ② 地位利用の金品授受の禁止
- ③ 請負等のあっせん禁止
- ④ 職員に対する職務執行への不当介入の禁止
- ⑤ 職員の採用等のあっせん禁止
- ⑥ 道徳的批判のある企業献金の自粛

パワーハラ・セクハラ等の取り扱い

パワーハラスメント

職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて
 - ② 業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- ①～③全ての要素を満たすもの

セクシャルハラスメント

「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和3年法律第67号)〔令和3年6月16日公布・施行〕

改正の概要

政党その他の政治団体の取組の促進 (第4条)

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の責務等の強化 (第3条等)

①環境整備 (新第8条)

- 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備 (議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など) を明記

②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】 (新第9条)

- 防止に資する研修の実施
- 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする

③実態調査 (新第6条)

- 調査対象として、社会的障壁の状況を明記

④人材の育成等 (新第10条)

- 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示 (第2条第4項)

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化 (第3条等)

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

セクハラ・マタハラ等への対応【新設】 (新第9条)

性的な言動等に起因する問題への対応

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図ると共に、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修を実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする

研修の実施と相談体制の構築は急務！！

SNS 等による議会外での不適切な言動への対応

ソーシャルメディア運用ガイドライン等を設けて適切に対する必要はある

亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（一部抜粋）

1. 適用範囲

本ガイドラインは、亀岡市議会議員及び、亀岡市議会事務局職員に適用される。

2. 基本原則

運用方針に定められているものの他、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- 1) 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- 2) 守秘義務に反しないことはもとより、意思形成過程にある情報の取り扱いについても充分留意すること。
- 3) 亀岡市議会から発信された情報は、議会の権限の及ばない事項についても、市民に対して相当の信憑性を与えることを充分認識すること。
- 4) 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することが困難であることを念頭におくこと。

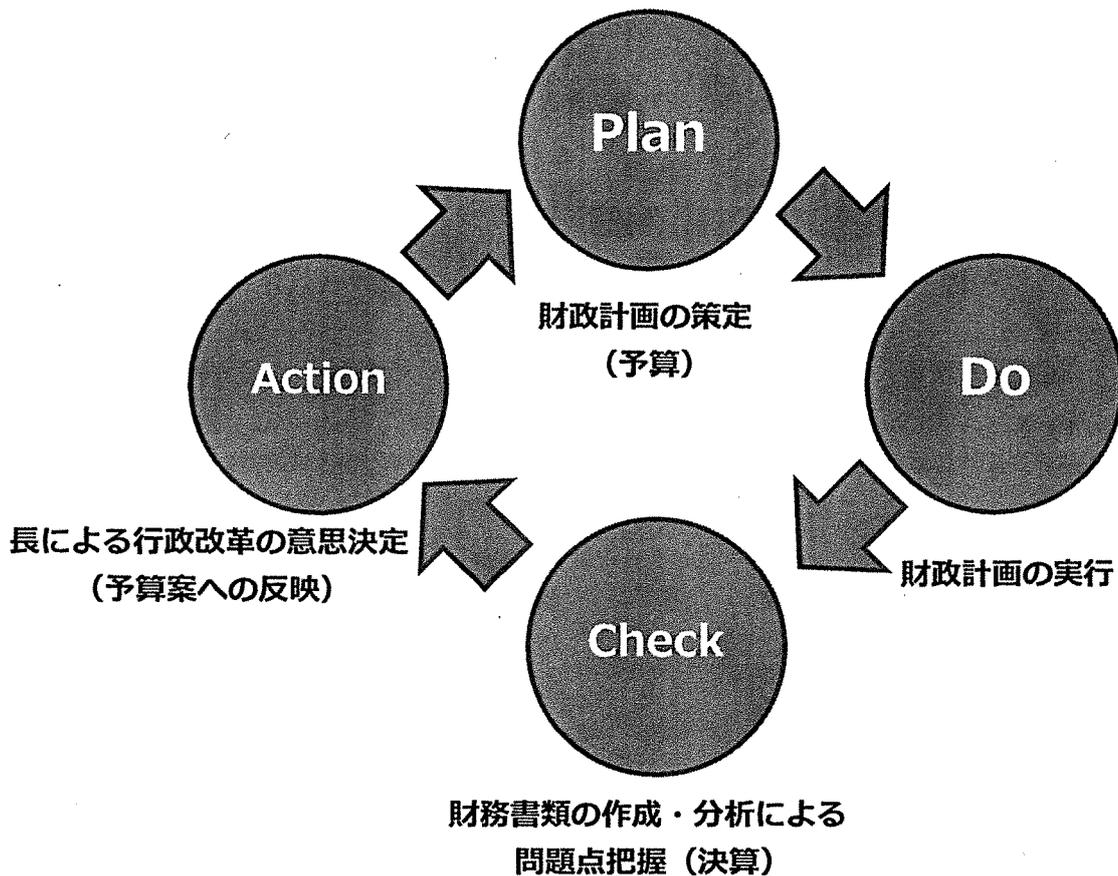
3. 禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはならない。

- 1) 人種、信条、思想、宗教などの差別、または差別を助長する情報
- 2) 違法行為を煽る情報
- 3) 不正確な噂等を助長する情報
- 4) わいせつな内容を含む情報
- 5) 亀岡市及び亀岡市と利害関係にある者（法人・団体を含む）の秘密に関する情報
- 6) 非公開の会議の内容に関する情報
- 7) その他一切の公序良俗に反する情報

セミナー2)「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

予算・決算審査におけるPDCAサイクル



予算の意義・目的

意義 : 地方公共団体の一定期間 (会計年度) における収入支出の見積

目的 : 地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため、住民の負担等によって確保された財源を住民の意思を反映させつつどのように支出していくのかということを明らかにすること

予算の意義・目的

① 政治的機能

首長へのコントロール

(住民が議会を通して首長をコントロールするためのもの)

② 行政管理機能

自治体のロードマップ

(予算は首長の政策や将来を反映したロードマップ)

③ 経済的機能

1) 所得再配分機能 (国による所得格差の緩和)

2) 経済安定化機能 (国による裁量的財政政策・景気の自動安定化)

3) 資源再配分機能 (自治体による地方公共財の供給)

予算審査にかかる規定

予算提案権：予算の提案権は長のみ有する

予算議決権：議会が権限を有する

予算修正権：減額修正に制約はないが増額修正には制約あり

予算審査

分割付託は出来ない（議案不可分の原則）ので、予算常任委員会または予算特別委員会に付託する

分科会を設けているケースも多い

付託される審査内容として常任委員会として設置する事が望ましい

★留意点

- 常任委員会と特別委員会の違いを考慮
常任委員会とした場合、閉会中の所管事務調査を活用
- 分科会の必要性を考慮
- 全議員で構成するかどうかの検討
- 所管を予算案だけにするか関連議案を含むのかを考慮

★議会としての意思表示

- 可決・否決
- 予算修正(増額・減額)
- 予算組み替え動議
- 予算に対する附帯決議
- 予算に対する執行保留決議

★予算審査の視点

- ① 長の予算平成方針に沿った健全な予算の組み方がなされているかどうか
- ② 形式的に歳入歳出のバランスが合っても空財源（補助金、起債、交付税の過剰計上等）を見込んでいないか
- ③ 事業目的の緊要度の順位が間違っていないか
- ④ 住民の請願・陳情、議員の質問・質疑をどれほど検討し反映しているか
- ⑤ 単価の積算の基礎が正確か・事業費の積み上げが正確になされているか
- ⑥ 経済効果の低いものが見込まれていないか
- ⑦ 不要不急のものがないか
- ⑧ 重点施策、他の計画、関係施策との整合性が明らかか
- ⑨ 民間の他のセクターで実施できないか（PFIやPPP等の活用が可能か）
- ⑩ 新規事業を拡充するために廃止縮小した事業はどのようなものか
- ⑪ 事業の見直し時期が明らかになっているか（サンセット方式による考え方）
- ⑫ 次年度以降の財政負担が明らかになっているか

決算認定の意義

- 意義** : 議会が決算を審査し、予算の執行が適法かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として確認する行為
執行機関による予算の執行状況を事務的に監視するとともに翌年度以降の予算案に関する審議を行うための参考となる情報や判断材料を得る
- 効果** : 執行機関に対して過去における予算執行に関する政治的・徳義的な責任を解除するにとどまり、法令に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない
- 不認定** : 地方公共団体の意思としての収支の確定がなかったこととなる
しかし決算の効力に影響はない

★決算審査の視点

歳入

- ① 税収入は予定通りあがったか。収入未済額はなぜ生じたか。予算で見込んだ収入額が適当であったか。
- ② 補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすれば、その理由は何か。
- ③ 起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかったとすればどんな事情によるか。
- ④ 財産、物件の売払収入は予算通り収入できたか。減収があった場合その理由は何か。
- ⑤ 予算に計上した額を超えた収入、または予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。

歳出

- ① 費目の流用、予備費の使用が不当に行われなかったか。また、予備超過の支出はないか。
- ② 法令に反した支出が行われていないか。
- ③ 予算額に比べて、支出の執行はどうか。多額の不用額が生じた場合、その理由は何か。
- ④ 予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行はどう処理したか。
- ⑤ 一時借入金の利払いがどれくらいあり、なぜ借り入れしなければならなかったか。返済の時期を漫然と遅らせ、無用の利払いをしていないか。

会計相互間の問題等について

- ① 繰出、繰入は計画通り行われたか。計画通り行われなかった場合、その理由は何か。
- ② 特別会計のうち、弾力条項による支出があった場合、その支出は条例に違反していないか。

行政効果の確保について

- ① 行政執行が予算で見込んだとおりの効果を上げることができたか。
- ② 工事が計画通り完成したか。計画変更があった場合、その理由は何か。
- ③ 公共施設はどれだけ整備、改善が図られたか。また、それによって、住民生活

の利便性は向上したか。

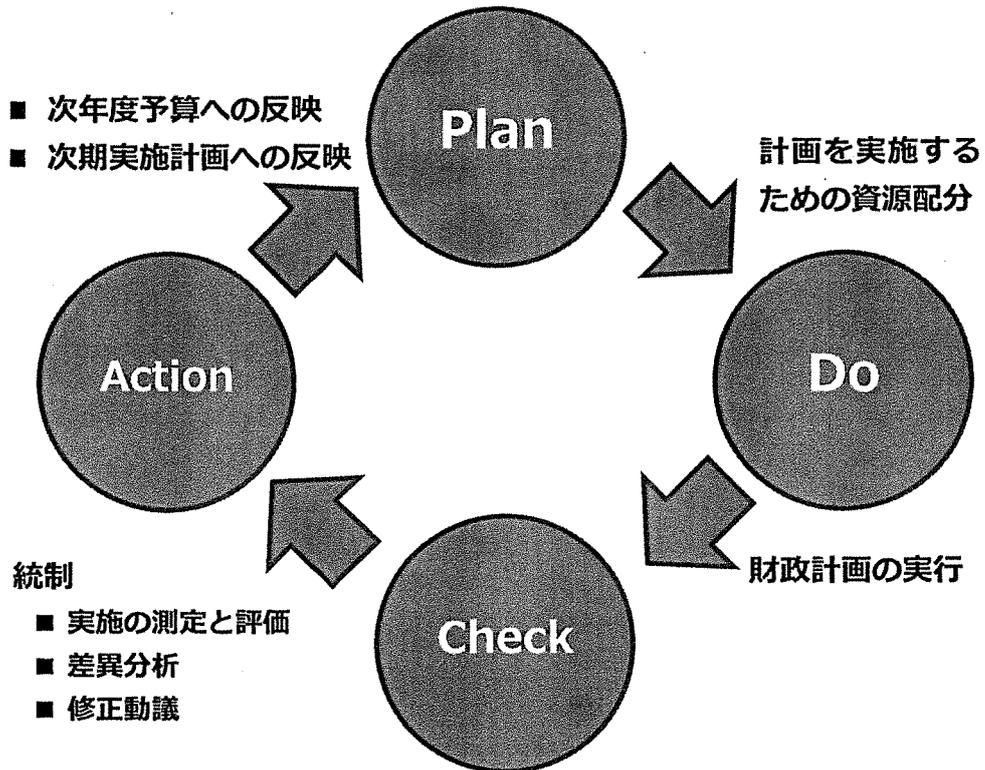
- ④ 公務員数はどのように増減したか。また一般財源に占める給与費の比率はどうか変わったか。

財政構造の変化について

- ① 予算執行の結果、地方債の現債額はどのように変化したか。
- ② 行政財産、普通財産はどのように増減したか。またそれに伴う管理費の増減はどうか。
- ③ 総合的な財政力をどのように変化させたか。

行政評価

行政評価の狙い



行政評価の手法

成果レポートの作成

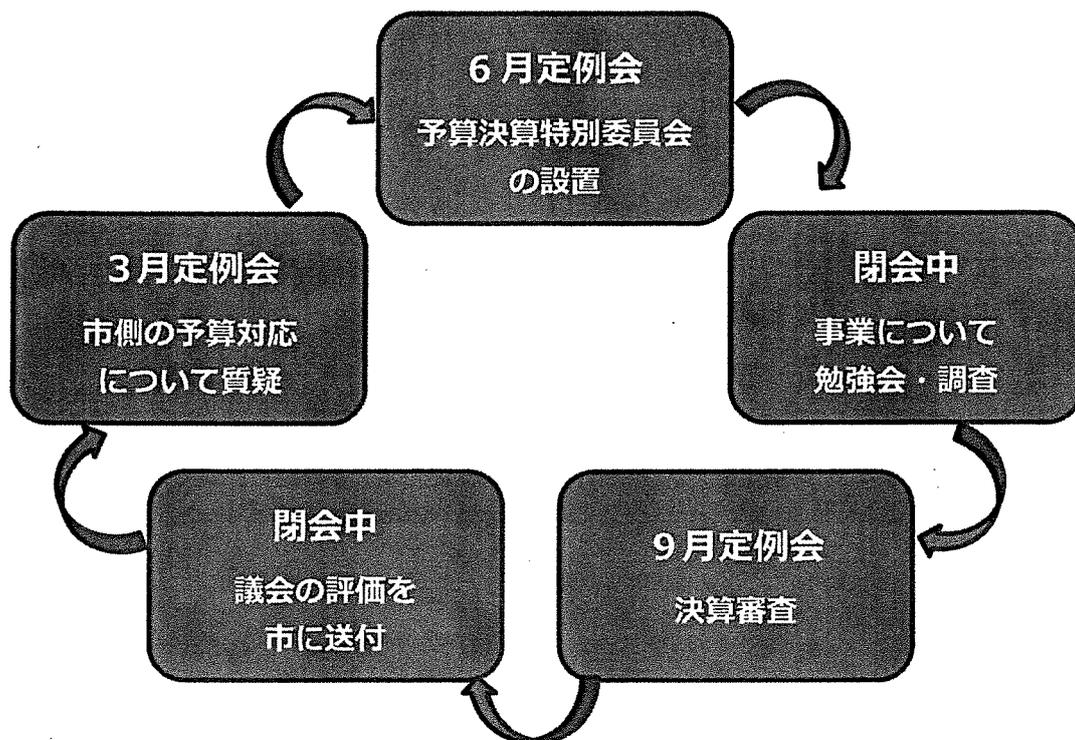
行政評価

予算と決算の連動（予算決算常任委員会、予算決算特別委員会の設置）

議会が行った事業等の評価を市長に明確に伝えるため

市長は議会の評価を十分に予算に反映させるよう努める

議会による行政事業の評価（多摩市議会）



多摩市議会では、決算審査での行政の評価を翌年度の予算に反映する「予算と決算の連動」に取り組んでいる。

決算審査では、分科会毎にテーマを設定し、テーマに関連した事業を選定して評価を行う。

選定テーマ・評価対象事業の選定

「議会の評価」作成

「議会の評価」への予算対応等（回答）

議会による行政事業の評価（会津若松市議会）

- 予算・決算審査準備会（各分科会で設置）を2月および9月定例会の約1ヶ月前から設置
- 論点抽出票を作成し、執行機関に質疑、分科会毎に委員間討論を実施、分科会として必要に応じ修正案や決議案、要望的意見の取りまとめ予算決算委員会に報告

論点抽出票の作成、活用と、議員間討論を基本とした政策提言

令和4年6月7日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和4年7月14日 ～令和4年7月16日	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	7月14日（木）	移動
	7月15日（金） アットビジネスセンタ 一池袋駅前別館	講師：廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議 長会法制参事 10:00～13:00 「議員が守るべき政治倫理とは」 1. なぜ政治倫理が必要か 2. 政治倫理の対象を考える 3. 政治倫理違反への罰則の限界 4. 政治倫理と兼業禁止への規制 5. パワハラ・セクハラ等の取扱い 6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応 14:00～17:00 「効果的な予算・決算の審議手法を考える」 1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル 2. 予算審議における留意点 3. 予算に対する修正と限界 4. 予算に対する修正以外の効果的な手法 5. 予算への効果的な質疑手法 6. 決算審議における留意点 7. 決算への効果的な質疑手法 8. 決算と行政評価 9. 議選監査委員の決算への活用手法
	7月16日（土）	移動
3. 参加者	湯浅啓史	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



政雲クラブ 湯浅啓史 議会運営研修 日程表

<p>2022/7/14(木)</p>	<p>JAL280 普通席 出雲12:05発→東京(羽田)13:30着 ↓ リムジンバス 14:25 ↓ 新宿 15:05 宿泊 小田急センチュリーホテルサザンタワー</p>
<p>2022/7/15(金)</p>	<p>新宿 ↓ JR 池袋 アットビジネスセンター池袋駅前別館 セミナー1 10:00～13:00 セミナー2 14:00～17:00 池袋 ↓ JR 新宿 宿泊 小田急センチュリーホテルサザンタワー</p>
<p>2022/7/16(土)</p>	<p>新宿 ↓ リムジンバス 16:10 ↓ 羽田 17:00 JAL287 普通席 東京(羽田)18:25発→出雲19:50着</p>

行政視察報告書

出雲市議会議長様

令和4年7月5日

会派名 政雲クラブ

代表 大場 利信

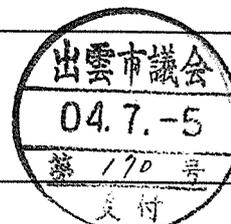
報告書作成者 湯浅 啓史



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和4年6月30日～令和4年7月1日	
2. 視察研修先 視察研修目的	自治体DX展 視察 東京国際展示場 (東京ビッグサイト)	6月30日(木) 移動 7月1日(金) 自治体DX展を視察し、自治体向けに提供されている企業の事例に触れ、出雲市への応用を探る。 東京ビッグサイトを会場に、2022/6/29(水)～7/1(金)を期間として開催される「自治体DX展」は、自治体向けに「DX・デジタル化支援」「LGWAN-ASPサービス」「基幹系システムクラウド化」「情報セキュリティ」「デジタル人材支援」などを提供している多くの企業が出展している。 主催は「自治体・公共Week実行委員会」であり、総務省、全国市長会、全国町村会が後援している展示会。全国の自治体、官庁、公共機関、公共施設向けの展示となっており、出展製品やソリューションの導入、比較検討を行うことができる。 等
3. 参加者	湯浅 啓史	
4. 添付書類	1. 行程表 別紙のとおり 2. 視察所感 別紙資料のとおり	



【視察所感】

視察先：「自治体DX展」 於：東京国際展示場（東京ビッグサイト）

自治体・公共Week 2022

自治体DX展 同時開催：地方創生 EXPO、スマートシティ推進 EXPO
地域防災 EXPO、自治体向けサービス EXPO

主催：自治体・公共 Week 実行委員会

後援：総務省、全国市長会、全国町村会

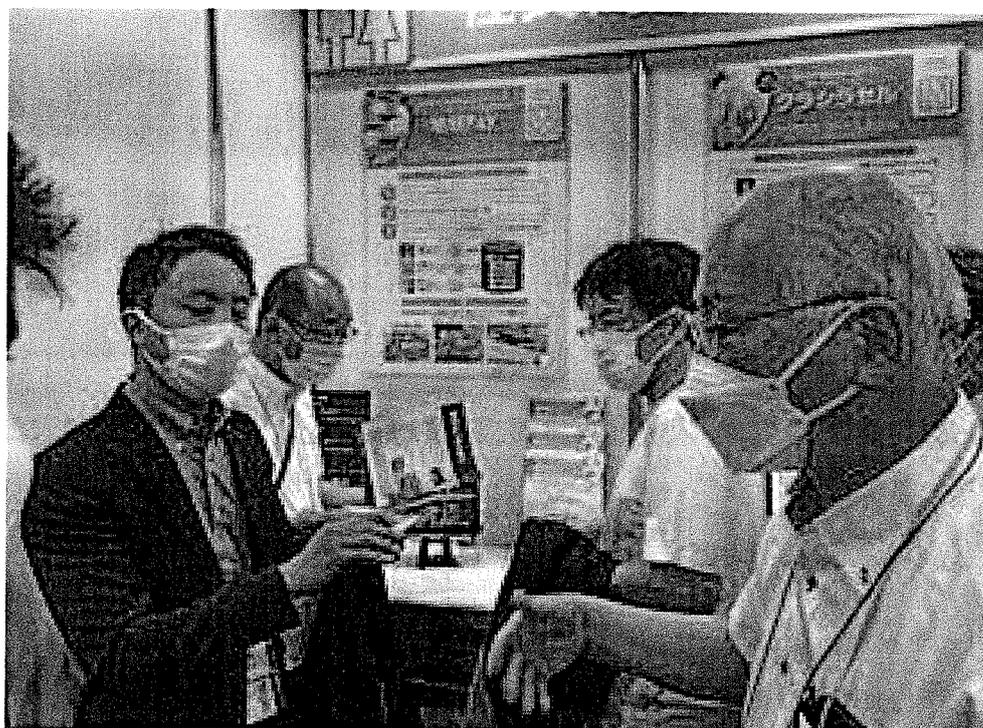
会期：2022.6.29（水）-7.1（金） 10:00-18:00

参加者 政雲クラブ：湯浅啓史

真誠クラブ：板垣成二、寺本淳一、高橋扶治夫

公明党：福島 孝雄

市民クラブ：大谷 良治



■ 視察の概要

今回の視察には、総務部 情報政策課 デジタル戦略室 田中 寛 室長も同行となった。

また、出雲市のDXアドバイザーを務められる鱒川宏樹 氏の関連会社で出雲市とも関わりの深い、(株) モンスターラボオムニバス 代表取締役 平石 真寛 氏とも現地で合流することができた。

更に、2021 年秋にデジタル推進特別委員会で予定していた視察が中止となり、訪れることが叶わなかった凸版印刷株式会社のスタッフの方とも連絡をとり、出展ブースで詳しい説

明とデモ説明を受けることも出来た。

出店企業は、同時開催 EXPO を含めると 250 社を超える大規模な展示会のため、全てを回ることは出来なかったが、多くの技術に触れる事ができた。

■ 視察の目的

視察の第一の目的は、「実際の技術に触れる」ことであり、「デジタルトランスフォーメーションという幅広い活用範囲の何処に焦点をあてて出雲市に導入すべきか」のヒントを得る事であった。

また、同行した議員同士やデジタル戦略室室長、技術を提供する側のモンスターラボの平石氏や凸版印刷の担当者の方々とディスカッションし、出雲市にとって何が必要か、優先順位はどうか、などについて検討する事も大きな目的であった。

■ 早期に導入検討をすべき分野

各ブースを廻り、早期に導入検討をすべき分野は次の様に感じた。

【市の業務】

- 年間を通して発生する定型業務の効率化
- 諸手続の窓口業務の改善、効率化
- ビジネスプロセス・リエンジニアリングによる業務改善
- デジタルデバインド対応
- 事務代行支援サービス

【ほか分野への応用】

- 地域 PAY システム
- 自治体情報やサービスを住民に届ける様々な技術
- 翻訳技術
- 地図データ、ドローン映像データの活用
- 音声認識による相談相談、会話等のデータ化、議事録作成
- Maas 対応技術



■ディスカッション

ディスカッションでは、次の様な意見が飛び交い大変参考となった。

- **目標とする姿をわかりやすく指示す「標語」を全面に押し出してはどうか？**
 - 「市役所に来ていただかなくてもよい市役所を作る」
 - 「コピー機 80%削減」
 - 「給付金手続きは全てマイナンバーカードで！」
 - 「DX による市の支出 20%カット」
- **到達しようとする地点と中間点では、導入する技術は異なるのではないか？**
 - 「同時に、業務の見直し内容も異なってくると考えられる」
 - 「窓口での利便性を高めるフェーズと、オンライン利用時の利便性を高めるフェーズでは、異なる技術を使う事になる」
- **技術は常に移り変わるのだが、時期を見定めてから導入するという時代ではないかも知れない！**
 - 「長いスパンで同じ技術が使われることはまれだろう、常に進化している」
 - 「何かを導入して終わり、解決というものではないだろう」
 - 「時期を逃すと周回遅れが続くのかも知れない」
- **常に最新の技術に触れておくことが大切**
 - 「公共交通などで奥地と言われる地域こそ技術・情報は最先端であるべき」
- **市役所の DX 化に本気になってもらう必要がある**
 - 「どこか「ひとごと」の DX になっていないか？！」
- **率先して取りかかる分野として議会のペーパーレス化が必要ではないか？！**
 - 「タブレットによる資料閲覧システムを導入してはや 8 年、未だにペーパー至上主義の上に、議会事務局に今後カラーコピー機を導入するという時代錯誤」

■ 出雲市への提言

今回の視察を通して次の点を出雲市への提言としたい。

● 最新技術をうまく取り入れる土壌を作る

技術を取り入れるには、まずその技術に触れなければならない。従って積極的に人材を外へ出し情報収集と研修に努めなければならないと考える。

また、長期的な視野に立ち人材の育成を進めていく必要がある。

● DX 推進コンソーシアムの設立

最終的に地域の企業が ICT 化を担う必要があると考えるが、最先端の技術は外部からの導入が必要かも知れない。その時に、地域の IT 企業と外部のソリューション提供企業が連携出来るような体制を構築する必要がある。

「DX 推進コンソーシアム」等を形成し、地域企業と外部企業との風通しを良くする必要があると考える。

● スタートアップの活用

地元からDXに果敢にチャレンジするスタートアップは大切にしたい。

また、スタートアップが出てくる仕掛けも必要ではないか。

既得権を壊さなければ進めない分野もあるはず。

● DX 推進の気運醸成

DXはどこかで「ひとごと」と捉えている部分がある。

これは、CO₂削減目標にも言えること。

自分事として捉えるために「コピー機80%削減」は近々の目標として是非検討すべきと考える。

令和4年6月16日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和4年6月30日 ~令和4年7月1日	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	6月30日 (木)	移動
	7月1日 (金) 東京ビッグサイト	自治体 DX 展を視察し、自治体向けに提供されている企業の事例に触れ、出雲市への応用を探る 東京ビッグサイトを会場に、2022/6/29 (水) ~7/1 (金) を期間として開催される「自治体 DX 展」は、自治体向けに「DX・デジタル化支援」「LGWAN-ASP サービス」「基幹系システムクラウド化」「情報セキュリティ」「デジタル人材支援」などを提供している多くの企業が出展している。 主催は「自治体・公共 Week 実行委員会」であり、総務省、全国市長会、全国町村会が後援している展示会。全国の自治体、官庁、公共機関、公共施設向けの展示となっており、出展製品やソリューションの導入、比較検討を行うことができる。
3. 参加者	湯浅啓史	
4. 添付書類	行程表 (別紙)	



政雲クラブ 湯浅啓史 研修 日程表

2022/6/30(木)	JAL284 普通席 出雲16:20発→東京(羽田)17:50着 ↓ モノレール JR ↓ 新橋駅 宿泊 銀座グランドホテル
2022/7/1(金)	新橋 ↓ ゆりかもめ 東京ビッグサイト 自治体DX展 視察 ↓ ゆりかもめ ↓ モノレール ↓ 羽田 JAL285 普通席 東京(羽田)16:55発→出雲18:15着